

台東区若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内

台東区では、40歳未満のがん患者で、がんの末期と診断された方が、住み慣れたご自宅で安心して療養生活が送れるように、在宅での療養生活を支える介護サービスや福祉用具の貸与・購入などにかかる費用の一部を助成します。

助成対象者

次の全てに当てはまる方

- ◎台東区に住民登録のある40歳未満の方
- ◎がんの末期と診断され、在宅での療養生活で支援や介護が必要な方※
※一般的な医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された方
- ◎他の制度において同等の助成や給付を受けていない方

サービスの種類

次のサービスを利用した際に、支払った経費の一部を助成します。

サービスの種類	サービスの内容	助成上限額	助成割合
主治医意見書の作成	在宅療養の支援を受けるために必要な主治医意見書の作成料	1人あたり 5,000円	10割
ケアプランの作成	ケアマネジャーがサービス利用計画書の作成や介護事業者等の調整を行った際にかかる費用	初月25,000円 月額15,000円	
居宅サービスの利用	○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション○在宅療養管理指導 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護	54,000円/月	9割
福祉用具の貸与	○手すり(工事を伴わないもの)○スロープ(工事を伴わないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ ○車いす・付属品 ○特殊寝台・付属品 ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト(つり具の部分を除く) ○自動排泄処理装置 ○徘徊感知機器		
福祉用具の購入	○腰掛便座 ○排泄予測支援機器 ○入浴補助用具 ○簡易浴槽 ○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○移動用リフトのつり具部分	90,000円/年	

◆20歳未満で、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を受けている場合は、主治医意見書の作成、ケアプランの作成、居宅サービスの利用が対象になります。

◆生活保護を受給している世帯の方は、助成割合が10割になります。

事業利用の流れ

1 利用申請 【利用者⇒区】

- ・利用者は、利用申請書と主治医意見書を区に提出します。(郵送可)

2 利用決定 【区⇒利用者】

- ・区は、申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。

3 サービスの利用 【利用者⇄介護サービス事業者】

- ・利用者は、必要なサービスを直接介護サービス事業者に申し込みます。
ケアマネジャーによるケアプランの作成や調整等の居宅介護支援を利用することもできます。(必要な方のみ)
- ・介護事業者等に、利用料をいったん全額支払い、領収書、明細書を発行してもらいます。

4 助成金の請求 【利用者⇒区】

◎利用者は次の書類※を区に提出します。(郵送可) ※追加書類が必要になる場合があります

①助成金交付申請書兼請求書 ②領収書 ③サービス利用明細書 ④本人確認書類(写)

5 助成金の交付 【区⇒利用者】

- ・区は、請求内容を審査後、助成金交付決定通知書を郵送し、指定の口座に助成金を振り込みます。



問い合わせ・申請先

台東保健所保健サービス課母子成人保健担当 (台東保健所2階)

〒110-0015 台東区東上野4-22-8 電話 03-3847-9481

書類を揃えて担当宛に郵送、若しくは窓口へ提出

台東区若年がん患者

